

地域経済の活性化に関する重点提言

デフレと景気低迷からの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を確実なものとし、需要の継続的拡大、新たな雇用の創出、投資の拡大、新規事業の展開などのチャレンジを促し、経済成長の更なる推進を図ること。

また、国は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化など、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

3. 厳しい景況下にある中小企業者・小規模事業者等を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「小口零細企業保証制度」の維持・拡大を図るなど、金融支援制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小企業・小規模事業者等について、企業の能力や地域資源を活用し、将来に渡り事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援を講じること。

さらに、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者等への影響を考慮した支援を行うこと。

4. 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

また、公共施設等への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

5. 観光案内標識等の設置や観光客の受入れに係る環境整備など、都市自治体等が行う観光振興施策に対して、総合的な財政支援措置を講じるとともに、魅力ある地域ブランドの創出に対する支援の拡充を図ること。

6. 「電源立地地域対策交付金」（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付限度額等の拡充、事務手続きの簡素化及び制度の恒久化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう、制度の改善を図ること。

7. 「半島振興法」については、法期限を延長し支援措置を継続すること。